

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	港湾法の一部を改正する法律案（②港湾管理者による外郭施設等を管理する者に対する措置関係）	府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 港湾法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析	② 遵守費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定 <input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし	
	⑧ 代替案との比較 <input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし	
⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし	

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《代替案に係る参考情報》

○ 当省の照会

代替案について、「当該規制の内容を法令に基づかない自主的な取組みとして実施する。」と記載していますが、当該代替案と本件規制を導入しないこと（ベースライン）の相違点について、御教示下さい。なお、ベースラインは、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の代替案には該当しません。

○ 国土交通省の説明

代替案の場合は、まず国が非常災害時における船舶交通確保のための港湾施設の維持管理の促進について周知を図り、これを受けた港湾管理者と民間事業者との間での、法令に基づかない自主的な取組みとして、港湾管理者が民間事業者に対して施設の維持管理に関する報告徴収等を行うこととなり、これらによって民間事業者による維持管理が適切になされた場合は、非常災害時における船舶の交通が一部確保されることが見込まれます。

一方、本件規制を導入しない場合は、上記の取組みがなされないこととなるため、非常災害時に船舶交通に著しい支障を及ぼす施設と認められるにも関わらず、民間事業者による適切な維持管理が行われないこととなり、緊急輸送の用に供する船舶の交通の確保に著しく時間を要することが懸念されます。